

区の再編に関するよくある質問(Q&A)

舞阪・引佐・三ヶ口・春野・佐久間・水達・龍山の各協働センターは名称が支所に変わりますが、協働センターのときと所在地も取り扱う業務も変わらず、同じサービスを提供します。

A.



Q.

協働センターから支所になるといふのはサービスが変わるのでですか？

東西・南北・南北区役所は、それぞれ、東西・南北行政センターに名称が変わりますが、区役所のときと所在地も取り扱う業務も変わらず、同じサービスを提供します。

A.



Q.

再編後は区役所に行かないと手続きができないなくなるのですか？

戸籍・住民票の届出、証明書の発行をはじめ、印鑑登録、税証明、福祉、国民健康保険などのうち一般的な手続きは、再編後も同様に支所、協働センター、ふれあいセンター、市民サービスセンターでも行うことできます。支所や協働センター等の所在地は20・21ページに、ライフステージ別、手続き別の取扱施設は22ページ以降に掲載しています。

A.



区役所や行政センター以外の身近な施設で手続きができるといふはあるのですか？

区名の変更による戸籍・住民票や自動車運転免許証などの住所変更手続きは、ほとんどの場合必要ありませんが、一部手続きが必要となる場合があります。詳細は、8ページから10ページに掲載しているほか、市ホームページや動画にもまとめて掲載しています。

動画



A.



Q.

区再編で区名が変わると、住所変更が必要になるのですか？

区再編に関する動画・ホームページを公開していますので、ぜひご覧ください。

区再編について	市政情報番組 特別号区再編について	区再編決定 (区設置等条例議決) までの経緯	区再編の意義・目的	再編後のサービス 提供体制・ 住民自治の姿
HP 	動画 	動画 	動画 	動画